平成２９年（フ）第６１８号
神奈川県大和市下鶴間２丁目９番26号　アップランドヒル103号
債務者　松島　俊介
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８０号
横浜市泉区中田西４丁目35番39―205号
債務者　高橋　浩二
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９０号
横浜市南区永田南１丁目６番25号　ユニコーポ205
債務者　高山　　弘
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７００号
横浜市栄区飯島町1722番地１　エステート1722―203
債務者　池田　政次
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０３号
横浜市金沢区六浦東２丁目10番35号　光栄荘
債務者　大塚　佳功
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０５号
横浜市磯子区磯子８丁目16番７号
債務者　佐々木正樹
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２７号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目25番地１　橋戸ハイツ１棟206号
債務者　渡邉　定臣
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３３号
神奈川県藤沢市遠藤743番地の９
債務者　山口　勝也
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２４６号
茨城県つくば市台町３丁目14番地１　シンビオーシスＡ棟102号、前住所茨城県稲敷郡阿見町中央６丁目15番３号
破産者　斉藤　敏子
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２９３号
大阪府岸和田市阿間河滝町1631番地
破産者　奥　佐知子
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
岡山県真庭市落合垂水790番地
破産者　瀬島　厚子
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１１６号
福岡県飯塚市伊岐須790－１　フラワーハイツＣ106号（住民票上の住所　福岡県飯塚市横田808番地３）
破産者　武村　良治
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１７８２号
札幌市豊平区平岸１条５丁目２番15号　富士ハイツ３号
破産者　網谷　秀憲
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２２５号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目３番20号
破産者　冨澤　紀子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１７号
福島県郡山市小原田４丁目14番31号、前住所福島県郡山市安積町南長久保２丁目72番地
破産者　熊田　大輔
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
岐阜県岐阜市芋島４丁目16番１号
破産者　髙久紀久子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１７１号
さいたま市浦和区本太１丁目31番８号　ツインヒルズ本太Ａ－１、住民票上の住所さいたま市桜区大字大久保領家469番地８
破産者　大熊　隆義
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係